

(別紙2)

基 発 第 0715003 号

平成 17 年 7 月 15 日

(社) 日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

石綿による健康障害防止対策への的確な対応について (依頼)

日頃から労働基準行政の推進に格段の御協力を賜り御礼申し上げます。

今般、過去に、石綿含有製品を製造し又は取り扱う作業（以下「石綿取扱い作業等」という。）に従事していた元労働者等に、肺がん、中皮腫等の健康障害が多発していること、また、石綿による健康障害が今後も増加することが懸念されることなど、石綿による健康問題が社会的な関心を集めており、本問題への適切な対応が求められています。

このような状況に鑑み、石綿取扱い作業等従事労働者の健康障害防止対策の更なる徹底とともに、過去に石綿取扱い作業等に従事していた退職者の健康管理の充実等を図るため、別添により関係業界団体に対する要請等を行ったところです。

貴団体におかれましても、貴会会員の医師に対して、石綿に係る健康管理手帳制度及び労災補償制度を周知していただきますよう、御協力お願い申し上げます。

(別紙3)

基 発 第 0715004 号

平成 17 年 7 月 15 日

労働者健康福祉機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局長

石綿による健康障害防止対策への的確な対応について（依頼）

日頃から労働基準行政の推進に格段の御協力を賜り御礼申し上げます。

今般、過去に、石綿含有製品を製造し又は取り扱う作業（以下「石綿取扱い作業等」という。）に従事していた元労働者等に、肺がん、中皮腫等の健康障害が多発していること、また、石綿による健康障害が今後も増加することが懸念されることなど、石綿による健康問題が社会的な関心を集めており、本問題への適切な対応が求められています。

このような状況に鑑み、石綿取扱い作業等従事労働者の健康障害防止対策の更なる徹底とともに、過去に石綿取扱い作業等に従事していた退職者の健康管理の充実等を図るため、別添により関係業界団体に対する要請等を行ったところです。

貴法人におかれましても、石綿に係る健康管理手帳制度及び労災補償制度を周知するとともに、石綿による健康障害を受けた労働者及びその家族からの健康相談、開業医等からの診断・治療、健康診断に関する相談の対応について、御協力お願い申し上げます。

(別紙4)

基 発 第 0715005 号

平成 17 年 7 月 15 日

経済産業省官房長  
国土交通省官房長  
環境省官房長  
総務省官房長  
文部科学省官房長  
防衛庁官房長 殿

厚生労働省労働基準局長

石綿による健康障害防止対策への適切な対応について（依頼）

日頃から労働基準行政の推進に格段の御協力を賜り御礼申し上げます。

今般、過去に、石綿含有製品を製造し又は取り扱う作業（以下「石綿取扱い作業等」という。）に従事していた元労働者等に、肺がん、中皮腫等の健康障害が多発していること、また、石綿による健康障害が今後も増加することが懸念されるなど、石綿による健康問題が社会的な関心を集めており、本問題への適切な対応が求められています。

このような状況に鑑み、石綿取扱い作業等従事労働者の健康障害防止対策の更なる徹底とともに、過去に石綿取扱い作業等に従事していた退職者の健康管理の充実等を図るため、石綿による健康障害が発生している事業場への立ち入り調査等を行うとともに、過去に石綿取扱い作業等に従事した元労働者等への働きかけ等を行うこととしたところです。

貴省におかれましては、下記について、関係団体に対する周知等により、石綿による健康障害の防止の徹底に御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 過去に石綿含有製品を製造し又は取り扱っていたことのある事業場における対策の徹底

石綿含有製品を製造し又は取り扱っていたことのある事業場においては、石綿による中皮腫等が増加する傾向にあること等を踏まえて、石綿取扱い作業等に従事し退職した者について、石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）第40条で規定する健康診断と同様の健康診断を速やかに実施するとともに、関係労働者等に対

して労働安全衛生法第67条に基づく健康管理手帳及び労災補償制度に関する周知を行うこと。

2 現に石綿含有製品を製造し又は取り扱っている事業場における対策の徹底

ジョイントシート、シール材等の製造、使用等の禁止が猶予されている石綿含有製品を、現に製造し又は取り扱っている事業場においては、石綿則等の関係法令に基づく適切な局所排気装置の設置、健康診断の実施等の実施を改めて確認するとともに、適切な健康障害防止措置の徹底を図ること。

また、石綿取扱い作業等に従事し退職した者について、石綿則第40条で規定する健康診断と同様の健康診断を速やかに実施するとともに、関係労働者等に対して労働安全衛生法第67条に基づく健康管理手帳及び労災補償制度に関する周知を行うこと。

3 建築物の解体作業等における石綿粉じんの発散防止の徹底

建築物の解体作業等を行う事業者においては、石綿則等に基づく措置の確実な実施により、石綿粉じんの飛散防止の徹底を図ること。

4 健康相談、石綿のばく露防止対策に関する相談等について

労働者、事業者等からの健康相談、石綿のばく露防止対策に関する相談等について、各労働局・労働基準監督署、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、独立行政法人労働者健康福祉機構の産業保健推進センター及び労災病院等において対応することとしており、これらの相談窓口等を活用し、適切な石綿障害防止対策が実施されているか確認等を行うとともに、対策の充実、徹底を図ること。

# 「石綿に関する健康管理手帳」

## の交付について

### ○ 健康管理手帳とは

がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれのある業務のうち、一定の業務に従事して、一定の要件に該当する方は、離職の際又は離職の後に住所地の都道府県労働局長に申請することにより、健康管理手帳が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関又は健康診断機関で、定められた項目による健康診断を決まった時期に年2回（じん肺の健康管理手帳については年1回）無料で受けることができます。

### ○ 対象となる業務とは（石綿業務の場合）

石綿（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務。以下のような業務があります。

石綿製品の製造工程における作業

石綿の吹付け作業

石綿が吹き付けられた建築物や石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建築物等の解体等の作業

石綿製品の切断等の加工作業

### ○ 健康管理手帳の交付要件とは（石綿業務の場合）

両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。

この他、石綿取扱い等の業務に従事し、じん肺管理区分2又は3の決定を受けている場合には、粉じん作業に関する健康管理手帳が交付されます。（石綿取扱業務以外の健康管理手帳の交付対象業務等は、裏面を見てください。）

## 労働安全衛生法に基づく健康管理手帳について

がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれがある業務のうち、次の表の左欄の業務に従事して、表の右欄の要件に該当する方は、離職の際又は離職の後に住所地の都道府県労働局長に申請することにより、健康管理手帳が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関又は健康診断機関で、定められた項目による健康診断を決まった時期に年に2回（じん肺の健康管理手帳については年に1回）無料で受けることができます。

業 務	要 件
1 ベンジジン及びその塩(これらの物をその重量の1パーセントをこえて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 2 ベーターナフチルアミン及びその塩(これらの物をその重量の1パーセントをこえて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 1 2 ジアニシジン及びその塩(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に3月以上従事した経験を有すること(注1)。
3 粉じん作業(じん肺法(昭和35年法律第30号)第2条第1項第3号に規定する粉じん作業をいう。)に係る業務(注2)	じん肺法の規定により決定されたじん肺管理区分が管理2又は管理3であること。
4 クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(これらの物を鉱石から製造する事業場以外の事業場における業務を除く。)	当該業務に4年以上従事した経験を有すること。
5 三酸化砒素を製造する工程において焙焼若しくは精製を行い、又は砒素をその重量の3パーセントを超えて含有する鉱石をポット法若しくはグリナワルド法により製錬する業務	当該業務に5年以上従事した経験を有すること。
6 コークス又は製鉄用発生炉ガスを製造する業務(コークス炉上において若しくはコークス炉に接して又はガス発生炉上において行う業務に限る。)	当該業務に5年以上従事した経験を有すること。
7 ビス(クロロメチル)エーテル(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に3年以上従事した経験を有すること。
8 ベリリウム及びその化合物(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物(合金にあっては、ベリリウムをその重量の3パーセントを超えて含有するものに限る。))を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(これらの物のうち粉状の物以外の物を取り扱う業務を除く。)	両肺野にベリリウムによるび慢性の結節性陰影があること。
9 ベンゾトリクロリドを製造し、又は取り扱う業務(太陽光線により塩素化反応をさせることによりベンゾトリクロリドを製造する事業場における業務に限る。)	当該業務に3年以上従事した経験を有すること。
10 塩化ビニルを重合する業務又は密閉されていない遠心分離機を用いてポリ塩化ビニル(塩化ビニルの共重合体を含む。)の懸濁液から水を分離する業務	当該業務に4年以上従事した経験を有すること。
11 石綿(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。

注1) ベンジジン、ベーターナフチルアミン又はジアニシジンに関する業務の従事期間を合計すれば3月以上となる方は交付要件を満たします。

注2) 粉じん作業には、石綿を取り扱う作業も含まれているため、石綿を取り扱う作業に従事した方については、交付要件を満たす場合、「11」だけでなく「3」の健康管理手帳の交付を受けることができます。

## 各種相談窓口の設置

### ■都道府県労働局・労働基準監督署における相談の受付

石綿に関する健康管理手帳、健康診断、労災補償についてのお問い合わせ、ご相談は最寄りの労働局、労働基準監督署までお願いします。

### ■中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター・大阪労働衛生総合センターにおける相談の受付

中央労働災害防止協会において、従来から石綿含有製品の代替化に関する相談窓口を開設しておりますが、これに加え、事業者の方々からの石綿ばく露防止対策に関する相談を受け付けることとしましたので、労働衛生調査分析センター（03-3452-3068）又は大阪労働衛生総合センター（06-6448-3784）までご相談下さい。

### ■建設業労働災害防止協会における相談の受付

建設業労働災害防止協会において、事業者の方々からの建築物の解体作業等における石綿ばく露防止対策に関する相談を受け付けることとしましたので、電話 03-3453-8201 までご相談下さい。

### ■独立行政法人労働者健康福祉機構 産業保健推進センターにおける相談の受付

産業保健推進センターにおいて、産業保健関係者、石綿による健康被害を受けられた労働者及びその家族の方々からの健康に関するご相談を受け付けることとしましたので、最寄りの産業保健推進センター（<http://www.rofuku.go.jp/sanpo/index.html>）までご相談下さい。

### ■独立行政法人労働者健康福祉機構 労災病院における相談の受付

労災病院において、石綿ばく露歴のある方、その家族の方々、開業医等からの診断・治療、健康診断に関するご相談を受け付けることとしましたので、最寄りの労災病院までお問い合わせ下さい。（対応可能な労災病院は以下のとおりです）

1 石綿の特殊健診、診断、治療が可能な労災病院

美 唄労災病院	〒072-0015	美唄市東4条南1丁目3番1号 (0126)63-2151
岩見沢労災病院	〒068-0004	岩見沢市4条東16丁目5番地 (0126)22-1300
東 北労災病院	〒981-8563	仙台市青葉区台原4-3-21 (022)275-1111
福 島労災病院	〒973-8403	いわき市内郷綴町沼尻3番地 (0246)26-1111
珪 肺労災病院	〒321-2523	栃木県塩谷郡藤原町高德632 (0288)76-1515
千 葉労災病院	〒290-0003	市原市辰巳台東2-16 (0436)74-1111
東 京労災病院	〒143-0013	東京都大田区大森南4-13-21 (03)3742-7301
関 東労災病院	〒211-8510	川崎市中原区木月住吉町1番1号 (044)411-3131
横 浜労災病院	〒222-0036	横浜市港北区小机町3211 (045)474-8111
燕 労災病院	〒959-1228	燕市大字佐渡633 (0256)64-5111
新 潟労災病院	〒942-8502	上越市東雲町1-7-12 (0255)43-3123
富 山労災病院	〒937-0042	魚津市六郎丸992 (0765)22-1280
浜 松労災病院	〒430-8525	浜松市将監町25 (053)462-1211
中 部労災病院	〒455-8530	名古屋市港区港明1-10-6 (052)652-5511
旭 労災病院	〒488-8585	尾張旭市平子町北61番地 (0561)54-3131
関 西労災病院	〒660-8511	尼崎市稲葉荘3-1-69 (06)6416-1221
神 戸労災病院	〒651-0053	神戸市中央区籠池通4-1-23 (078)231-5901
和歌山労災病院	〒640-8505	和歌山市古屋435番地 (073)451-3181
岡 山労災病院	〒702-8055	岡山市築港緑町1-10-25 (086)262-0131
中 国労災病院	〒737-0193	呉市広多賀谷1-5-1 (0823)72-7171
香 川労災病院	〒763-8502	丸亀市城東町3-3-1 (0877)23-3111
九 州労災病院	〒800-0296	北九州市小倉南区葛原高松1-3-1 (093)471-1121
門 司労災病院	〒801-8502	北九州市門司区東港町3-1 (093)331-3461
長 崎労災病院	〒857-0134	佐世保市瀬戸越2-12-5 (0956)49-2191
熊 本労災病院	〒866-0965	八代市竹原町1670 (0965)33-4151
吉備高原医療リハビリテーションセンター		
	〒716-1241	岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511 (0866)56-7141

2 石綿の特殊健診が可能な労災病院

青 森労災病院	〒031-8551	八戸市大字白銀町字南ヶ丘1番地 (0178)33-1551
岩 手労災病院	〒025-0244	花巻市湯口字志戸平26 (0198)25-2141
大 阪労災病院	〒591-8025	堺市長曾根町1179-3 (072)252-3561
山 口労災病院	〒756-0095	山陽小野田市大字小野田1315-4 (0836)83-2881